

平成20年度予算 健康保険料率引き上げの要因等

第7回組合会が平成20年2月27日開催され、平成20年度予算が承認されました。

- 健康保険料率が1000分の2引き上げられ、1000分の75から1000分の77になりました。
- 一般健康保険料額の記載方法が変更になりました。

★健保組合を取り巻く情勢

平成20年度は平成18年の「医療制度改革関連法」の本格施行を迎え、新しい高齢者医療制度の創設に伴う大幅な負担増や特定健診・特定保健指導の実施に向けた新たな事業支出により、健保組合は厳しい財政運営を余儀なくされました。

また、*政府管掌健康保険への国庫負担金の肩代わりは本年度限りとの条件付けで受け入れることになり、これに関する法の施行日は平成20年7月が予定されています。この国庫負担肩代わりを「全健保組合で負担すべき」という強い意見がありましたが、政府管掌健保より保険料率の高い健保組合や、財政状況が悪い健保組合がある中、この方式は問題があるとされました。厚生労働省の「財政力の弱い組合からはもらわない」との考えにより、約1,500ある健保組合のうち平成18年度の財政状況の良好な組合約700組合と公務員らの76組合が支援することになりました。

当健保組合は新しい高齢者医療制度（前期高齢者医療制度、後期高齢者医療制度、病床転換支援制度）に加え、従前の退職者給付医療制度、老人保健医療制度（1ヶ月分のみ）に拠出する額が昨年度に比べ大幅に増加しました。昨年度は被保険者一人当たり年間123,776円の拠出額が、平成20年度は被保険者一人当たりの負担が年間約151,000円と、約27,000円増加になりました。また、特定健康診査・特定保健指導が健保組合に義務付けられ保健事業費が昨年度被保険者一人当たり年間約9,500円だったものが、平成20年度は被保険者一人当たり年間約18,000円とほぼ倍に増加しました。

保険料率を従前の1000分の75で運営をした場合、保険給付費と拠出金を賄うために保険料収入の93.88%を費やすことになり健保財政は破綻をきたします。第7回組合会において、健全な健保運営を進めるために保険料率を1000分の2引き上げるという苦渋の決断がなされました。

皆様方のお給料から徴収される保険料増加額は次の計算により算出いたします。1000分の2（事業主1000分の1・被保険者1000分の1）
例：給与320,000円（当健保組合の平均標準報酬月額）×1÷1000=320円 が加算され、毎月徴収されます。

尚、賞与についても同様に1000分の77の保険料率で計算され保険料が徴収されます。

皆様に多くのご負担をお掛けすることになりますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

★ 平成 20 年 4 月から一般保険料額を基本保険料額と特定保険料額に分けて記載する事になりました。

健康保険料の内訳

一 般 保 険 料	基本保険料	43.314/1000	医療の給付、保健事業に当てる保険料
	特定保険料	32.486/1000	高齢者の医療を支える費用に当てる保険料
調 整 保 険 料		1.200/1000	全国の健保組合が共同で行っている「交付金交付事業」の財源として拠出している保険料
合 計		77.000/1000	

新たな高齢者医療制度が創設され、世代間負担の明確化・公平化を図っていく中で、被保険者一人ひとりが高齢者に対してどの程度支援を行っているのかについて理解を深める観点から、一般保険料について、基本保険料と特定保険料を創設する事になりました。健保組合から事業主様への保険料徴収の際には、基本保険料と特定保険料の内訳を明記いたします。尚、被保険者様の理解を深めるために、給与明細書にその内訳を示すなどの情報提供をしていただくことが望ましいとされていますので、事業主様におかれましてはできる限りのご協力をお願いいたします。

* 政府管掌健康保険への国庫負担金肩代わり

政府管掌健康保険の財源は被保険者からの保険料と国庫補助（医療給付費の 13%及び、事務費・拠出金・介護納付金の一部）です。平成 20 年度政府予算案の概算要求基準をめぐり、国の社会保障関係費削減の一手段として、政府管掌健保への国庫負担金を健保組合や共済組合に負担転嫁する案が唐突に表面化し、2月8日閣議決定されました。その額は、1,000 億円で、内、健保組合が 750 億円、共済組合が 250 億円を肩代わりするというものです。